

資料 1

第 1 回障害者総合支援協議会

令和 5 年 7 月 27 日 (木)

令和 5 年度 啓発・権利擁護部会の活動について

(部会長)

(事務局)

【部会の目的】

- ・ 障害の理解促進のため、広報活動などの充実に関する検討を行う。
- ・ 障害者の権利擁護（虐待防止、差別解消など）についての課題を整理し、必要な施策の検討を行う。

【課題】

- ・ 障害理解のための効果的な啓発（特に子どもへの啓発）  
市障害者計画の基本目標として「障害理解の促進」が掲げられており、障害者週間等を活用した効果的な啓発、障害のある人とない人が共に活動する場の創出を検討する。
- ・ 成年後見制度の周知、利用促進
- ・ 障害者虐待防止の推進

【令和 5 年度の活動内容】

- ・ 障害者週間における障害理解を効果的に行うための検討を行う。
- ・ 成年後見制度について、当事者や当事者家族へ理解してもらうための取組を実施する。
- ・ 子ども向けの障害理解のための取組を検討、実施する。  
療育支援・教育部会（児童通所支援事業所連絡会）との連携
- ・ 障害のある人が参加可能なスポーツや文化活動の情報を収集し、情報発信を行う。
- ・ 障害者虐待防止のため、障害福祉サービス事業所への情報提供を行う。

【令和 5 年度の成果・活動目標】

- ・ 佐倉市成年後見支援センターや後見人等と連携し、当事者家族へ成年後見制度の周知・啓発を実施する。
- ・ 子ども向けの障害理解のための方策を策定する。
- ・ 市ウェブサイト障害福祉の特設ページを開設する。  
(市民向けに障害のある人が参加可能なスポーツや文化活動の情報発信)

【令和5年度開催予定と議題等】

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R5.4.4	健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度障害者週間の実施内容について</li> <li>令和6年度以降の障害者週間の実施について</li> <li>次期障害者計画の策定に関する意見聴取</li> <li>今年度の検討事項について</li> </ul>
2	R5.7.24	健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の周知、利用に係る課題解決について</li> <li>第1回障害者差別解消支援地域協議会について(報告)</li> <li>障害者週間の啓発事業について(検討)</li> <li>市ホームページによる情報発信について</li> </ul>
3	R5.9.25	健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回障害者総合支援協議会について(報告)</li> <li>成年後見制度の周知、利用に係る課題解決について</li> <li>市ホームページによる情報発信について</li> <li>子ども向けの障害理解のための方策の検討</li> </ul>
4	R5.11.20	健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の周知、利用に係る課題解決について</li> <li>市ホームページによる情報発信について</li> <li>子ども向けの障害理解のための方策の検討</li> </ul>
5	R6.1.15	健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者週間イベントの報告・検証</li> <li>令和6年度の事業計画について(他専門部会との連携について)</li> </ul>
6	R6.3.18	健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回障害者総合支援協議会について(報告)</li> <li>第2回障害者差別解消支援地域協議会について(報告)</li> <li>令和6年度の事業計画について</li> </ul>

【構成員】13人

当事者(1)、当事者家族(1)、当事者家族会(4)、ボランティア(3)、社会福祉法人(4)

## 令和5年度 精神部会の活動について

(部会長) ██████████

(事務局) ██████████

### 【部会の目的】

- ・ 佐倉市における精神症状のある方への支援のあり方を多角的方面より検討する。
- ・ 各委員（家族会・事業所・医療機関・行政）間での情報交換及び連携をとりながら、精神障害者の方々が地域で生活していくための支援について考えていく。
- ・ 佐倉市民の方々へ精神障害に関する理解を深めてもらうための方法を検討する。（民生委員等の理解促進等）

### 【作業部会とその目的】

- ・ 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築推進のため、佐倉市における精神保健福祉の総合的な対策を検討する。

### 【課題】

- ・ 住まいの場（グループホーム等）やヘルパー等必要な社会資源の現状把握
- ・ 精神障害に対する地域理解

### 【令和5年度の活動内容（作業部会を含む）】

- ・ 各委員（当事者・家族会・事業所・医療機関・行政）間での情報交換及び連携をとりながら、精神障害者の方々が地域で生活していくための支援について検討する。
- ・ 精神部会で考えられる地域に向けての取り組みとして、地区社協や民生委員との連携を図る
- ・ 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムについて」の構築推進のための総合的な対策の検討を行う。
- ・ グループホーム事業所連絡会への参加を実施する。

### 【令和5年度の成果・活動目標】

- ・ 各委員（当事者・家族会・事業所・医療機関・行政）間での情報交換及び連携を行い、精神障害者の方々が地域で生活していくための支援について検討する。
- ・ 地区社協や民生委員との地域連携を促進するための研修会実施する
- ・ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する内容のとして、住まいの確保、ピアサポートの活用、入院者の地域移行、家族支援等に関する内容を協議する。

【令和5年度開催予定と議題等】

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R 5.6.7	福祉 3F 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の精神部会について</li> <li>・専門部会の取り組みの HP 掲載について</li> <li>・障害者総合支援法の一部改正について</li> <li>・災害時の避難支援対策について</li> <li>・障害者週間の実施内容について</li> </ul>
2	R 5.8月下旬	市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回障害者総合支援協議会に関する報告について</li> <li>・市ホームページによる情報発信について</li> </ul>
3	R 5.11月下旬	市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期障害者計画について</li> <li>・市ホームページによる情報発信について</li> </ul>
4	R 6.2月下旬	市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者週間イベントの報告・検証</li> <li>・市ホームページによる情報発信について</li> </ul>

(作業部会)

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R 5.8月下旬	市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R4年度活動に関する振り返り及びR5年度における取組に関する検討</li> </ul>
2	R 5.11月上旬	市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換</li> </ul>
3	R 6.2月上旬	市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度の事業計画について</li> </ul>

【構成員】

(1) 精神部会 19人

社会福祉法人(1)、当事者家族会(1)、当事者(1)、印旛健康福祉センター(1)、医療機関(3)、訪問看護ステーション(1)、相談支援事業所(6)、通所系事業所(2)、障害者支援施設(1)、佐倉市社会福祉協議会(1)、佐倉市健康推進課(1)

(2) 作業部会 6人

社会福祉法人(1)、当事者家族会(1)、印旛健康福祉センター(1)、医療機関(1)、相談支援事業所(1)、通所系事業所(1)

令和5年度 療育支援・教育部会（佐倉市特別支援教育連携協議会）  
の活動について

(部会長)

(事務局)

【部会の目的】

保健、医療、教育及び福祉等の各分野の連携強化に資する方策等を検討、実施することにより、障害児者の早期発見・早期療育を図る。

【作業部会とその目的】

佐倉市児童通所支援事業所連絡会

▶ 通所支援事業所間の情報交換や事例検討（グループ討議）等により、通所支援事業所の提供サービスの維持・向上を図る。

医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

▶ 関係機関が連携し、医療的ケア児の現状や課題（ニーズ）の把握、医療的ケア児及びその家族に対する支援策の検討・実施を行う。

【課題】

(1) 療育支援・教育部会

○佐倉市ライフサポートファイルの活用促進

佐倉市ライフサポートファイルは、障害を持つ子どもの療育・教育や、成長発達、関係機関における取組内容等の記録をファイル化し、子どもの進学・進級等のライフステージの変化があった場合においても、これまでの同様に療育支援・教育を受けられるよう、関係機関の担当者がその子どもに対して共通理解を深めるためのツールとして作成。ただし、障害福祉課、健康管理センター、教育センター、佐倉市さくらんぼ園において希望者に配布しているが、認知度が低いため、利用者数が少ない。

(2) 佐倉市児童通所支援事業所連絡会

○通所支援事業所の提供サービスの維持・向上

株式会社等による児童発達支援施設や放課後デイサービス施設の事業参入が増加する中で、施設により提供サービスのばらつきがあると考えられる。

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

医療的ケア児者へのアンケート調査等を実施し、現状の把握、課題（災害時対応を含む）の抽出を行い、今後の支援策や支援体制の方向性について取りまとめを行う。

【令和5年度の活動内容（作業部会を含む）】

(1) 療育支援・教育部会

○佐倉市ライフサポートファイルの活用促進等

・ライフサポートファイルの活用の促進を図るため、認知度向上に向けた教育機関等の関係者への説明等を行う。

・千葉県相談支援アドバイザー事業の活用（講演会の開催）。

(2) 佐倉市児童通所支援事業所連絡会

○通所支援事業所の提供サービスの維持・向上

・通所支援事業所間の情報交換や事例検討（グループ討議）を行う。

・千葉県の相談支援アドバイザー事業の活用（講演会の開催）。

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

○医療的ケア児者等の支援体制の方向性検討

・医療的ケア児等の現状や課題・ニーズ等の把握を行い、支援策や支援体制の方向性について取りまとめる予定。

【令和5年度の成果・活動目標】

(1) 療育支援・教育部会

○佐倉市ライフサポートファイルの活用促進

・認知度向上に向けた教育機関等の関係者への説明

(2) 佐倉市児童通所支援事業所連絡会

○通所支援事業所の提供サービスの維持・向上

・通所支援事業所間の情報交換や事例検討（グループ討議）の開催

・千葉県の相談支援アドバイザー事業の活用（講演会の開催）

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

○医療的ケア児者等の支援体制の方向性検討

- ・アンケート調査の実施（現状や課題・ニーズ等の把握）
- ・支援策や支援体制の方向性の取りまとめ

【令和5年度の開催予定と議題等】

(1) 療育支援・教育部会

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R5.5.10	書面開催	・令和5年度部会等開催スケジュール ・療育支援ガイドブック ・アンケート調査（令和5年度に部会等で実施する内容等）
2	R5.7.6	南部地域福祉センター	・ライフサポートファイルの改訂状況 ・相談支援アドバイザー事業の活用検討 等
3	R5.8	未定	・相談支援アドバイザーによる研修会
4	R5.10.5	南部地域福祉センター	未定
5	R5.12.7		未定
6	R6.2.1		・佐倉市児童通所支援事業所連絡会、医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会の報告 ・令和6年度開催スケジュール

(2) 佐倉市児童通所支援事業所連絡会

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R5.5.10	書面開催	・令和5年度部会等開催スケジュール ・療育支援ガイドブック ・アンケート調査（令和5年度に部会等で実施する内容等）
2	R5.7.6	南部地域福祉センター	・こどもの安心・安全対策支援事業（送迎用バスの安全装置の設置）等の紹介 ・相談支援アドバイザー事業の活用検討 等
3	R5.8	未定	・相談支援アドバイザーによる研修会
4	R5.10.5	南部地域福祉センター	未定（事例検討等）
5	R5.12.7		未定（事例検討等）
6	R56.2.1		・令和6年度開催スケジュール 等

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R5.9	未定	・アンケート調査結果 ・支援策及び支援策や方向性 (案)
2	R6.1	未定	・支援策及び支援策や方向性 (案) ・令和6年度開催スケジュール 等

【構成員】

(1) 療育支援・教育部会 15人

当事者団体 (3)、障害福祉サービス事業者 (4)、教育機関 (3)、  
相談支援事業所 (1)、佐倉市社会福祉協議会 (1)、佐倉市こども保育課・  
こども家庭課・母子保健課

(事務局) 佐倉市役所・教育委員会 (2)

(2) 佐倉市児童通所支援事業所連絡会 31人

障害福祉サービス事業者 (27)、相談支援事業所 (4)

(事務局) 佐倉市役所 (1)

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会 17人

当事者団体 (1)、障害福祉サービス事業者 (5)、医療機関等 (2)、  
相談支援事業所 (4)、佐倉市社会福祉協議会、印旛保健所、千葉県医療的ケ  
ア児等支援センター、佐倉市こども保育課・母子保健課

(事務局) 佐倉市役所・教育委員会 (2)

(以上)



## 令和5年度 就労支援部会の活動について

(部会長) [REDACTED]

(事務局) [REDACTED]

### 【部会の目的】

- ・ 市内の障害のある方の働くことに関する土壌作りをすすめる。
- ・ それぞれの状態に即した就労（一般就労、福祉就労）について啓発を促すとともに、雇用について調査をすすめ、障害のある方の就労の機会の確保・質の向上に寄与する。

### 【作業部会とその目的】

#### 作業部会

- ▶ 佐倉市障害福祉計画における就労継続支援 B 型事業所からの一般就労の計画値の実施及び市内就労継続支援 B 型事業の充実のため、作業部会を設置する。

### 【課題】

- ・ 継続的な受注の確保による安定した工賃の支給
- ・ 就労継続支援事業所の利用者の確保
- ・ 一般就労にむけた民間企業等の障害に対する理解

### 【令和5年度の活動内容（作業部会を含む）】

- ・ 企業との交流についての検討
- ・ イベントへの参加
- ・ 事例検討会の実施
- ・ 障害者計画に関する意見
- ・ 庁内への優先調達の周知

### 【令和5年度の成果・活動目標】

- ・ 企業との交流を行い、施設外就労や作業の受注に結びつける。
- ・ 事例検討会等を行い、事業所の質の向上を図る。
- ・ 優先調達の件数の増加を図る。

【令和5年度開催予定と議題等】

(就労支援部会)

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R5.5.10	佐倉市中央公民館 研修室2	・障害者週間のイベントについて(検討) ・産業大博覧会について ・令和5年度の活動について
2	R5.11.29	社会福祉センター3階 中会議室	・第1回障害者総合支援協議会について (報告) ・作業部会の報告
3	R6.3.6	社会福祉センター3階 中会議室	・来年度の部会活動について ・作業部会の報告

(作業部会)

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R5.6.7	社会福祉センター3階 中会議室	・就労系ガイドブックについて ・産業大博覧会について ・福祉フェアにおける製作品販売について
2	R5.9.20	社会福祉センター3階 小会議室	・企業との交流について ・事例検討会について
3	R5.12.20	社会福祉センター3階 小会議室	・障害者計画について ・優先調達について

【構成員】

(1) 就労支援部会 32人

サービス事業所(23)、教育機関(1)、当事者団体(1)、その他関係機関(7)

(2) 作業部会 19人

サービス事業所(19)

## 令和5年度 生活支援部会の活動について

(部会長) ██████████

(事務局) ██████████

### 【部会の目的】

- ・ 地域の課題を整理し、暮らしを支援するために必要なことを検討する。
- ・ 部会活動から各事業所間の関係を築く。
- ・ 必要に応じ課題解決のために作業部会を設け、検討を行う。

### 【作業部会とその目的】

#### 医ケア児者の災害対策検討部会

- 医ケア医療ケア児者の災害対策についての検討

#### グループホーム事業所連絡会

- 各事業所間の連携

### 【課題】

- ・ 医療的ケア児者が災害時であっても、生活を続けていくために必要な支援等についての検討
- ・ 避難支援個別計画のもととなるシート及び記入マニュアルの作成
- ・ 各事業所間の横のつながりの強化

### 【令和5年度の活動内容（作業部会を含む）】

- ・ 医ケア児者の災害対策検討部会とグループホーム事業所連絡会からの意見を提言としてまとめて佐倉市総合支援協議会に報告する。
- ・ 課題解決に関しては、必要に応じ作業部会を設け検討を行う。作業部会の設置期間については、都度必要に応じた期間設定を行う。（現在2部会を設定）
  - （医ケア児者の災害対策検討部会）昨年度に引き続き、医療的ケア児者が災害時であっても、生活を続けていくために必要な支援等についての検討と、避難支援個別計画のもととなるシートの作成及び避難マニュアルの作成に取り組む。また実際にモデルケースにて、避難支援個別計画を作成し、それに基づいて避難訓練の実施を目指す。取り組みについては、佐倉市災害時要援護者等対策検討部会へ情報提供する。
  - （グループホーム事業所連絡会）事業所間の横のつながりの強化を目指し、年2回を予定とした連絡会の開催を目指す。グループホーム間の連携で互いにより良い支援に繋がり、佐倉市の地域資源として活用が進むように取り組む。今年度は業務の詳細な点での疑問や改善等に繋がる内容としたい。議論の内容によっては、当事者団体等の意見を参考にする必要があるので連絡会への参加を依頼する。

【令和5年度の成果・活動目標】

- ・ 医ケア児者のモデルケースによる避難訓練の実施
- ・ 避難支援個別計画のシート及び記入マニュアルの作成

【令和5年度開催予定と議題等】

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R5.6.29	南部地域福祉センター	・今年度の部会活動について ・障害者週間の啓発事業について
2	R5.10	未定	・作業部会の進捗について
3	R6.3	未定	・今年度のまとめ ・佐倉市障害者総合支援協議会への提案事項の確認

(医ケア児者の災害対策検討部会)

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R5.4.20	佐倉中央公民館	・今後の予定及び計画の方向性の確認 ・白銀モデルケースについて ・災害に対する備えチェックリストについて
2	R5.6.14	佐倉中央公民館	・中志津モデルケースについて ・災害に対する備えチェックリストについて
3	R5.7.10	佐倉市役所地下会議室	・中志津モデルケースについて
4	R5.9	未定	・中志津モデルケースの振り返り ・避難支援個別計画書の書式について
5	R6.2	未定	・生活支援部会への報告 ・佐倉市障害者総合支援協議会への提案

(グループホーム等事業所連絡会)

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	未定	未定	・情報交換 ・業務上の課題、改善について
2	未定	未定	・情報交換

【構成員】

(1) 生活支援部会 32人

当事者団体(3)、障害福祉サービス事業者(28)、佐倉市社会福祉協議会(1)  
(※検討内容により構成員は変動する)

(2) 医ケア児者の災害対策検討部会 9人

当事者団体(1)、障害福祉サービス事業者(5)、佐倉市社会福祉協議会(2)、  
佐倉市生活支援コーディネーター(1)  
(※検討内容により構成員は変動する)

(3) グループホーム等事業所連絡会 19人

障害福祉サービス事業者(19)  
(※検討内容により構成員は変動する)

## 佐倉市精神障害者相談支援事業について


### 1. 目的

佐倉市より指定相談事業所の委託を受け、地域の精神障害者等の福祉に関する諸問題に対し、当事者やその家族、介護を行う者、支援を行う関係機関からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。また地域において障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、社会資源の開発及び改善、関係機関の連携強化等を推進する。

### 2. 事業の内容

- ・ 精神障害者相談会を実施し、新規相談ケース（障害福祉サービスを利用していない精神障害者）のアセスメントおよびケアマネジメントを行う。※1
- ・ 外来及び訪問による生活全般の相談に応じる。
- ・ サービス事業者との連絡調整は随時行い、担当者会議を実施する。
- ・ 個々の利用者に対し、社会生活力等を高めるための支援を実施し、権利擁護のために必要な啓発活動を実施する。
- ・ 佐倉市総合支援協議会精神部会・生活支援部会に参加する。また各関係機関と連携し、社会資源の改善、開発に向けた調整を行う。
- ・ 精神障害専門員を設置することで市内の相談事業所の拠点となって行くと共に、事業所において相談支援を行い、3障害の役割を分担しながら協力体制を構築する。（事業所間事例検討会の実施）※2
- ・ 精神障害者家族会の開催する定例会に出席し、参加者からの相談に助言する

### 3. 本事業の担当

精神障害専門員 （精神保健福祉士・社会福祉士 相談支援専門員）

※1 精神障害者相談支援実施状況（令和5年4月～令和5年6月）

対応人数（実人数） 37名

支援の方法と件数

支援方法	件数
訪問	75件
来所相談	7件
同行	4件
電話相談	52件

電子メール	0件	
個別支援会議	18件	
関係機関	76件	
その他	0件	
日程調整等の軽易な相談	0件	
支援合計	232件	

#### 相談の内容と件数

支援内容	件数
福祉サービスの利用等に関する相談	208件
障害者症状の理解に関する相談	211件
健康・医療に関する相談	207件
不安の解消・情緒安定に関する相談	214件
保育・教育に関する相談	71件
家族関係・人間関係に関する相談	166件
家計・経済に関する支援	134件
生活技術に関する相談	162件
就労に関する相談	116件
権利擁護に関する支援	60件
社会参加・余暇支援活動に関する相談	129件
その他	165件
日程調整当軽易な相談	1件
合計	1,777件


#### (2) 精神障害者相談会の実施（令和5年4月～令和5年6月）

予約制の相談会形式で実施し、事前に相談者の概況を確認したのち、1回 60分程度の相談時間とした。

開催場所	予約件数	開催日数	開催コマ数
ミレニアムセンター	3件	4日	6コマ
西部地域保健福祉センター	2件	2日	5コマ
南部地域保健福祉センター	1件	2日	4コマ
レインボー	1件	11日	23コマ
合計	8件	19日	38コマ

※2 事業所間事例検討会 毎月1回開催。令和5年度実施状況

	開催日	開催場所
1	令和5年4月19日	市役所1号館6階第1会議室
2	令和5年5月10日	市役所1号館6階第1会議室
3	令和5年6月14日	市役所1号館6階第1会議室
4	令和4年7月12日	市役所1号館6階第1会議室

参加者 佐倉市障害福祉課 相談事業所（アシスト きらり こもれび レインボー）  
スーパーバイザー 成田市地域生活支援センター 



## 佐倉市療育支援コーディネーター配置事業

### 1. 目的

障害児がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、その相談に応じた支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育関連機関の連携を調整することで療育支援の推進を図る。

### 2. 事業の内容

- ・佐倉市の委託を受けレインボーに「療育支援コーディネーター」を設置する。
- ・佐倉市総合支援協議会「療育支援・教育部会」と連携を図り、市内の障害児に関わる行政機関や、児童デイサービス事業所、幼稚園・保育所等と連携を図るシステムを構築していく。
- ・主に入園・入学、卒業に係る移行時の支援の他、必要に応じて関係機関とケース会議を実施する他、家族支援を行っていく。（電話・来所・訪問・同行）
- ・療育支援コーディネーター実施状況（令和5年4月～令和5年6月）

対象者人数（実人数） 56名

相談方法

支援方法	件数
訪問	40件
来所相談	1件
同行	19件
電話相談	7件
電子メール	1件
個別支援会議	2件
関係機関	45件
その他	0件
日程調整等の軽易な相談	0件
支援合計	106件

相談の内容と件数

支援内容	件数
福祉サービスの利用等に関する相談	20件
障害者症状の理解に関する相談	31件
健康・医療に関する相談	18件
不安の解消・情緒安定に関する相談	62件
保育・教育に関する相談	88件
家族関係・人間関係に関する相談	58件
家計・経済に関する支援	0件
生活技術に関する相談	2件
就労に関する相談	0件
権利擁護に関する支援	0件
社会参加・余暇支援活動に関する相談	0件
その他	63件
日程調整当軽易な相談	0件
合計	339件

連携した関係機関（令和5年4月～6月）

こども保育課 こども家庭課 障害福祉課 母子保健課 佐倉市教育センター 千葉中央  
 児童相談所 千葉県リハビリテーションセンター 八千代医療センター 下志津病院  
 慈光幼稚園 千成幼稚園 志津幼稚園 佐倉市さくらんぼ園 大和田訪問看護 風の村訪  
 問看護 小竹小 志津小 井野小 佐倉中学校 上志津中学校 臼井西学校 スクール  
 ソーシャルワーカー 西部保健センター 印旛特別支援学校 千葉県立鷺学校 ユーカリ  
 優都びあ学童 佐倉市子育てコンシェルジュ「テレサ」 ファミリーサポートセンター  
 印旛保健所

3. その他

NICU在宅移行支援看護師育成プログラム開発委員会への参加

千葉県で実施される「NICU在宅移行支援看護師育成事業」の育成プログラム開発委員会に「佐倉市療育支援コーディネーター」が参加することになり、以下の取り組みを行っている。

- ・在宅移行支援看護師育成プログラム講義のうち福祉分野の役割として「我が子と地域で暮す親の力を高めるための支援策」を療育支援コーディネーターが担当し次の講義を実施予定（コロナ禍により未定）


- 1) 障害受容と親になるということ
- 2) 家族の強みに注目した支援の実際
- 3) 子どもと家族に対する相談支援専門員

#### 小児慢性特定疾患児に対する支援

千葉県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の依頼を受け、慢性的な疾病にかかっている事により長期にわたり療育を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図る為小児慢性特定疾病児等及びその家族その他関係者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに関係機関との連絡調整その他の事業を行う事を目的として療養生活支援・相談業務を行う。

- ・印旛保健福祉センターからの依頼を受け、印旛保健福祉圏域の小児慢性特定疾患児に対して訪問相談・療育を行う

#### 3. 本事業の担当

療育支援コーディネーター  (社会福祉士・ケアマネージャー 相談支援専門員)

第6次佐倉市障害者計画における基本施策 進捗管理シート

資料2-1  
第1回佐倉市障害者総合支援協議会  
令和5年7月27日(木)

施策	基本目標	施策	事業名	実施内容	関連する 部会	令和3年度の取り組み	令和4年度の取り組み	令和6年3月までの実施予定 (今後の方向性や実施方針)	委員からの意見、評価など
1	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	1 障害理解の促進	障害のある人と障害のない人の交流機会の創出	障害のある人となない人が、ともに活動する場を設け、交流を通じて障害や障害のある人への理解促進を図ります。	すべての部会	令和3年12月に「みんなで知ろう!パラスポーツ!」を開催し、パラスポーツの体験を通して交流の場を創出しました。	・令和4年12月に「みんなで知ろう!パラスポーツ!2022」を開催し、パラスポーツの体験や東京パラリンピック2022入賞者をお招きし、交流の場を創出しました。	・障害者週間にパラスポーツ等を体験できるイベントを開催します。 ・障害者週間等の機会を活用し、障害のある人もない人も共に参加できるイベントを通じて理解促進を図ります。	
2	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	1 障害理解の促進	障害者週間を活用した啓発事業の実施	引き続き、佐倉市障害者総合支援協議会等の関係機関と連携し、障害についての理解を促進するための講演会等を、障害者週間に実施します。また、市広報などの情報伝達手段を活用した事業の周知を行い、関心を高めることで障害への理解を図ります。	すべての部会	令和3年12月に開催した「みんなで知ろう!パラスポーツ!」において、佐倉市障がい者団体連絡会が実施した「まちのバリア点検会」の活動を展示し、障害理解の促進を図りました。	・令和4年12月開催の「みんなで知ろう!パラスポーツ!2022」にて、佐倉市障がい者団体等連絡会が実施した「まちのバリア点検会」の活動紹介や、就労系事業所の製作品の販売を通じて、障害理解に関する啓発を図りました。 ・佐倉産業大博覧会にて障害福祉に関するブースを出展し、来場者へ障害福祉の仕事の紹介等を実施しました。	・障害者週間にパラスポーツ等を体験できるイベントを開催します。パラスポーツの体験以外にも理解促進のための取組を併せて実施します。 ・障害者週間以外にも、佐倉産業大博覧会において、来場者へ障害理解促進となる啓発事業を実施します。	
3	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	1 障害理解の促進	ピアサポートを活用した講座の実施	障害のある人や家族に向けてピアサポーターを講師とした講座を開催し、障害特性や支援方法についての理解促進を図ります	すべての部会	聞こえが悪くなっているかたへのコミュニケーション支援(筆談)や聞こえについて学ぶため、「中途失聴者・難聴者の支援を学ぶ講座」を実施し、講師はピアサポーターが実施しました。	聞こえが悪くなっているかたへのコミュニケーション支援(筆談)や聞こえについて学ぶため、「中途失聴者・難聴者の支援を学ぶ講座」を実施し、講師はピアサポーターが実施しました。	ピアサポーター等の協力を得ながら講座の開催を継続し、より効果的な障害の理解促進を進めます。	
4	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	2 権利擁護の推進	差別解消に向けた取組の実施	障害のある人への差別解消と合理的配慮について、本人及び関係者を含めたすべての市民の理解促進に向けた取組を、佐倉市障害者差別解消支援地域協議会や関係機関と連携し推進します。	啓発・権利擁護	佐倉市障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、令和4年度以降の市の取り組みについて協議を行いました。	・改正障害者差別解消法の認知度等を把握するため、事業者へのアンケート調査を実施しました。 ・民間事業者の研修に、市職員が講師となり障害者差別解消法の周知を行うなど、障害理解の促進に努めました。	改正障害者差別解消法の施行に向けて、事業者や市民へ広く周知を図り、法の認知度の向上や事業者の差別解消にかかる取組を支援・推進します。	
5	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	2 権利擁護の推進	佐倉市成年後見制度利用促進計画に基づく制度の利用促進に向けた取組の実施	成年後見制度について、障害福祉の現場で働く職員等に対し制度の周知を行うことにより、利用の必要性についての理解を促し、制度利用を必要とする方を把握し、対応の充実を図ります。	啓発・権利擁護	・相談支援事業所連絡会に、成年後見支援センターに参加いただき、成年後見制度に係る情報交換を実施しました。 ・同センターが「施設利用者の財産管理や権利擁護について」の研修を障害福祉事業所の職員を対象に実施しました。	・佐倉市成年後見制度利用促進計画に基づく、地域連携ネットワークづくりの研修について相談支援事業所に情報提供を行いました。 ・成年後見支援センターにて、必要に応じて個別訪問等により制度説明を行うなど対応の充実に努めています。	・制度の必要性の理解を深めるため、当事者団体等へアンケートを実施する等により、制度に関して不安な点等について意見聴取し、制度を理解する機会を作ります。 ・障害福祉事業所の従事者が参加できる研修について、広く情報提供を行います。	
6	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	2 権利擁護の推進	障害者虐待防止への取組の推進	虐待の予防と早期発見を図るため、障害者虐待防止法の理解促進と、虐待に関する通報義務の周知を行い、迅速かつ適切な対応の強化を引き続き実施します。	啓発・権利擁護	虐待通報を受けて迅速な情報収集及び事実確認に努めました。また、重大かつ緊急性が高く、すぐ分離が必要なケースはありませんでした。	虐待通報を受けた際は、関係機関と連携し迅速な情報収集及び事実確認に努めました。また、必要に応じて再発防止計画を作成し、その進捗等について確認しました。	・被虐待者及び虐待者に対し、必要な支援を行うとともに、関係者と連携しながら虐待再発防止に努めます。 ・市ホームページを活用し、障害者虐待防止法の理解促進を図ります。	
7	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	3 福祉教育の充実	福祉体験学習の取組実施支援	児童・生徒を対象とする学習プログラムの作成(交流及び共同学習)を行い、関係機関と連携し、教育現場での福祉学習の推進を支援します。	すべての部会	福祉体験学習の実施にあたり、実施を支援した実績はありませんでした。	人権尊重のまちづくりデリバリー事業において、東京2020パラリンピック入賞者を講師として、市内小学校にて障害についての福祉学習を実施しました。	・人権尊重のまちづくりデリバリー事業と連携し、小中学校で障害がある人との交流がある学習機会の創出を支援します。 ・福祉学習の推進のため、子ども向けサポートブックの活用について、学校や関係機関に協議を行います。	
8	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	3 福祉教育の充実	障害を理解するためのデリバリー講座の実施	専門機関と連携し、地域や企業等を対象にデリバリー講座を実施し、障害に関する正しい知識の普及促進に努め、障害の理解を深めます。	すべての部会	デリバリー講座の実施はありませんでした。	民間事業者の福祉に関する研修において、市職員が講師となり障害者差別解消法の周知を行うなど、障害の理解の促進に努めました。	・民間事業者の福祉に関する研修の機会等を通じて、障害者差別解消法の周知や、障害理解の促進を進めます。	
9	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	3 福祉教育の充実	児童に向けたわかりやすいパンフレットの作成	小学生の福祉教育の教材として活用できるパンフレットの作成を行い、障害への理解促進を図ります。	啓発・権利擁護	総合支援協議会(啓発・権利擁護部会)により、「子ども向けサポートブック(第2版)」を作成しました。	・令和3年度に作成した「子ども向けサポートブック(第2版)」を小学校の福祉教育の教材として使用してもらえようように市内小学校へ協議を行いました。 ・社会福祉協議会がコーディネートして実施している、小学校での福祉教育において、「子ども向けサポートブック(第2版)」の一部を配布しました。(2校)	・福祉学習の推進のため、「子ども向けサポートブック(第2版)」の活用について、学校に協議を行います。 ・「子ども向けサポートブック(第2版)」活用以外にも、福祉教育の推進を図るため教育委員会等と協議を実施します。	



施策	基本目標	施策	事業名	実施内容	関連する 部会	令和3年度の取り組み	令和4年度の取り組み	令和6年3月までの実施予定 (今後の方向性や実施方針)	委員からの意見、評価など
10	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	4 支援体制の充実	相談支援体制ネットワークの構築	委託相談支援事業所連絡会の定期的な開催や、関係機関連絡会との情報共有により、障害福祉サービス事業所間のネットワークづくりに取り組み、相談体制の充実を図ります。	生活支援	相談支援事業所連絡会を8回開催し、課題についての共有、検討、情報交換等を行いました。	相談支援事業所連絡会を9回開催し、各事業所の対応ケースの情報共有や、佐倉市産業大博覧会への出展内容の協議等により、相談体制の充実を図りました。	引き続き、連絡会を開催し事業所間の密なネットワークづくりに努めます。	
11	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	4 支援体制の充実	地域生活を支える基盤づくりの推進	緊急時や親亡き後の障害のある人の生活を支えるため、地域生活支援拠点の整備を進めます。あわせて、重度障害のある人の地域生活を可能とする住まいについて研究し、基盤づくりを推進します。	生活支援 精神	令和3年度に「日中サービス支援型共同生活援助」が1カ所開所しました。	令和3年度に開所した日中サービス支援型開所後の運営について、事業者が市へ報告を行い、総合支援協議会にて報告し、委員からの評価を通じて、サービスの質の向上に努めました。	地域生活支援拠点の機能強化のための取組を検討します。	
12	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	4 支援体制の充実	人材確保の仕組みづくり	教育現場や障害福祉施設等と協力し、学生等の幅広い福祉活動への参加を支援し、働くことへの関心が高まるよう努めます。また、当事者家族を含め障害を理解する市民が障害のある人の支援活動に参加できるよう関係機関と連携し検討します。	就労支援 精神	福祉活動への参加支援や人材確保のための取組は実施できませんでした。	・障害福祉サービスガイドブックを、市ホームページに公開し、当事者団体や障害福祉サービス事業所の活動について、周知しました。 ・佐倉産業大博覧会において、市委託相談支援事業所合同で出展し、障害に関する理解促進を図りました。	・産業大博覧会において、市委託相談支援事業所合同で出展し、障害に関する理解促進を図ります。 ・障害福祉サービスガイドブックや市ホームページにおいて、当事者団体の取り組みを掲載し、支援活動を周知します。	
13	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	5 災害時対応等における安全確保に向けた取組	障害特性に合わせた避難マニュアルの検討整備	様々な困難が予想される避難所での生活に備え、障害のある人が障害特性に合わせた支援を受けられるよう、自ら必要な支援を発信できる仕組みや事前の準備、確認事項を整理できるマニュアルの導入を進め、災害時における情報保障、コミュニケーション保障を含めた支援の提供に配慮します。	生活支援	・生活支援部会内に「医療的ケア児者の災害対策検討部会」を立ち上げ、モデルケースによる避難訓練の実施や避難行動マニュアルの整備を目指した取り組みを開始しました。 ・障害者週間におけるイベントにおいて、ヘルプマークの臨時交付窓口を開設しました。	佐倉地区の医療的ケア児にモデルケースとなってもらい、障害児サービスの計画作成に関わる相談支援専門員が避難支援個別計画を作成、その後、民生委員や生活支援コーディネーターの協力を得ながら、モデルケースの自主防災組織や広域避難所である小学校と調整し、11月に避難訓練を実施し、課題の洗い出しを行いました。そしてその課題や対応策をとりまとめた提言書(案)を作成し、3月9日生活支援部会にて上会への提言書提出が承認されました。	・昨年度実施した避難訓練の経験を基に、個別避難計画第1号を作成します。またその計画をモデルとし、市独自の計画様式やマニュアルの作成を進めます。 ・昨年度に引き続き医療的ケア児の避難訓練の実施を検討し、個別避難計画作成における課題や対応策の洗い出しを行います。	
14	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	5 災害時対応等における安全確保に向けた取組	支援を必要とする障害のある方の実態把握	災害時における安否確認の手段や避難支援についての検討を行うため、避難行動要支援者名簿に登録されている支援を必要とする障害のある方の実態把握をして、自治会や防災組織、地区社協等と連携し、対応できるよう努めます。	生活支援	避難行動要支援者名簿の更新作業を行いました。	・関係部局を集めた医療的ケア児者の災害対策検討部会を7回、地域の自主防災組織との検討会を3回開催し、災害時でも生活を継続させるために必要な支援等について協議を行いました。	・関係部局と連携し、災害時要援護者等対策検討部会に参画し、障害のある方の避難支援について検討を進めます。 ・市内医療的ケア児・者名簿の更新を行い、実態把握に努めます。 ・関係機関や当事者で構成する「医療的ケア児・者の災害対策検討部会」を開催し、必要な支援を検討します。	
15	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	5 災害時対応等における安全確保に向けた取組	感染症流行下のサービス提供の継続	新型コロナウイルス感染症流行下において、障害福祉サービスの利用者が引き続きサービスを受けられるよう、事業所に対しての支援を行います。また、「佐倉市新型コロナウイルス等対策行動計画」等に沿った感染症等に対する正しい知識の周知・啓発を行い、予防策の実践による感染症のまん延予防に努めます。		新型コロナウイルス感染症緊急支援事業を実施し、PCR検査費用等の補助及び入所者が感染した施設への感染対応支援金の交付を行い、事業所の感染対策を支援しました。	・新型コロナウイルス感染症緊急支援事業を実施し、PCR検査費用等の補助及び入所者が感染した施設への感染対応支援金を交付し、事業所の感染対策を支援しました。 ・新型コロナウイルスの感染者が発生した際、抗原検査キット、マスク等の衛生資材を配布しました。	今後の感染状況等に応じて、適切な支援の実施を検討します。	
16	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	6 障害のある児童への支援の充実	ライフサポートファイルの活用手順の検討	様々なライフステージの変化に対応した支援を継続して行えるよう、ライフサポートファイルの活用手順を整理し、関係機関との連携した支援につなげます。	療育支援・ 教育	総合支援協議会(療育支援・教育部会)にて、ライフサポートファイルの活用方法において意見集約を行い、フォーマットの見直しや市ホームページへの掲載についての検討を行いました。	総合支援協議会(療育支援・教育部会)にて、ライフサポートファイルの活用方法において意見集約を行い、フォーマットの見直しや市ホームページへの掲載を行いました。	ライフサポートファイルの活用の促進を図るため、認知度向上に向けた教育機関等の関係者への説明等を実施します。	
17	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	6 障害のある児童への支援の充実	療育支援コーディネーターによる支援の継続	年齢・発達等に応じた相談支援の充実及び、医療機関や保育施設等の関係機関との連携を強化するため、療育支援コーディネーターによる支援を継続します。	療育支援・ 教育	療育支援コーディネーターを配置し、障害児等がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるように医療・福祉・教育等関連機関との調整を行い支援しました。	療育支援コーディネーターを基幹相談支援事業所に配置し、障害児がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるように、障害児の保護者からの相談を受けて、医療・福祉・教育等の関連機関との調整等の支援を実施しました。	引き続き、療育支援コーディネーター事業を実施し、関連機関の連携強化を図り支援を継続します。	



施策	基本目標	施策	事業名	実施内容	関連する 部会	令和3年度の取り組み	令和4年度の取り組み	令和6年3月までの実施予定 (今後の方向性や実施方針)	委員からの意見、評価など
18	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	6 障害のある児童への支援の充実	医療的ケア児の支援に関する協議の実施	医療的ケア児支援のために、家族、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため療育・教育支援部会内の「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」での協議を維持し、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、発達段階に応じた適切な支援が受けられる体制を構築していきます。併せて身近で支える家族へのレスパイトケアや相談などの家族支援に関する協議も継続していきます。	療育支援・教育	新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、療育支援・教育部会内の「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」を開催することができませんでした。	「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」を開催し、今後の進め方について協議を行い、医療的ケア児等の名簿の作成、アンケート調査票の作成を行いました。	医療的ケア児等の現状や課題・ニーズ等の把握に向けたアンケート調査を行い、「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」において支援策や支援体制の方向性について検討を進めます。	
19	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	7 雇用・就労支援の拡大	産業界と福祉分野の連携強化	障害のある人の就労促進や定着支援のため、就労に必要な職場環境の整備や、必要な支援体制づくりについて、産業界と福祉分野の連携について検討を進めます。	就労支援	さくらユニバーサルカンパニーの表彰制度が制定され、障害者雇用に積極的な企業2社が表彰されました。 ・(株)フジクラキューブ ・(株)さくられんこん	・さくらユニバーサルカンパニーの表彰制度が制定され、障害者雇用に積極的な企業2社が表彰されました。 (株式会社arp 細はりきゅう接骨院/株式会社ACM) ・就労支援部会(作業部会長及び事務局)にて、市内工業団地企業を1件見学しました。	企業と事業所がそれぞれ見学会を行い、両者が相互の理解を深めることにより、施設外就労や企業への一般就労へと結び付けていきます。	
20	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	7 雇用・就労支援の拡大	障害者就労施設の受注拡大に向けた仕組みづくり	引き続き、障害者優先調達法に基づき、物品等の発注を推進しつつ、更なる障害者就労施設の受注拡大に向け、関係機関との連携により、作業内容や工程、料金体系を見える化し、発注に必要な情報を効果的に発信する等、民間からの受注拡大に向けた仕組みづくりの構築を進めます。	就労支援	・新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により作業部会を開催することができませんでした。 ・イベント等が激減し、発注依頼が減少しました。	市役所内で発注可能な案件を検討し、1円玉募金の袋の作成や新図書館「夢咲くら館」入り口花壇整備等、新規の優先調達案件の推進を図りました。	事業所の作業内容と関係機関の発注とのマッチング調査を行い、受注拡大に努めます。また、優先調達用事業所パンフレットを作成し、受注拡大に向けて庁内等に周知します。	
21	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	7 雇用・就労支援の拡大	農業従事者と福祉分野の連携強化	農業従事者との連携を今後も継続し、イベントを通じた商品販売の場を設け、ユニバーサル農業の充実に努めます。また、地域の催し物への参加等が、関係団体の協力を得て広く活動していくことにより、事業の普及・啓発に努めます。	就労支援	産業大博覧会へ障害福祉サービス事業所が出店し、事業所での商品を知っていただく機会を創出しました。(10店舗出店)	佐倉産業大博覧会へ障害福祉サービス事業所が出店し、事業所の商品・取り組みを知っていただく機会を創出しました。(8店舗出店)	・引き続き、産業大博覧会の出店等の機会を通じ、ユニバーサル農業の取り組みについて周知してまいります。 ・農業分野との連携による、新たな事業の検討を進めます。	
22	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	8 障害のある人の活動支援の促進	交流活動や余暇活動への参加支援、活動団体の把握	障害のある人が参加可能なスポーツ・文化活動を行う市内団体の情報を把握し、情報提供を行うことで、活動への参加を支援します。また、スポーツイベントや文化展を開催し、交流と社会参加を促進します。	すべての部会	・令和3年12月に「みんなで知ろう!パラスポーツ!」を開催し、障害のある人の社会参加を促し、参加者間の交流が図られました。 ・障害のある人が参加可能なスポーツ等を行う市内団体などの情報把握や市民への情報提供に向けた活動は実施できませんでした。	・令和4年12月に「みんなで知ろう!パラスポーツ!2022」を開催し、パラスポーツの体験や東京パラリンピック2022入賞者をお招きし、交流の場を創出しました。 ・令和4年10月に障害者作品展を開催し、障害のある方の文化的活動の場の確保と、社会参加の促進を進めました。	・障害者作品展の開催や、パラスポーツのイベントを実施し、障害者の社会活動への参加を促します。 ・市ホームページの情報掲載に向けた取組を行います。 (障害のある人が参加可能なスポーツ・文化活動を行う団体等の情報収集)	
23	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	8 障害のある人の活動支援の促進	ともに活動できる場の創出、移動手段と支援の確保	重度障害のある人の移動手段の確保策の1つとして、タクシー利用助成等の社会参加支援事業を継続します。また、障害種別に関わらず外出時に支援の必要な方へ、引き続き移動支援サービスの提供を行います。さらに、バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例に準拠して、ユニバーサルデザインによる安全で快適な歩行環境整備などの推進について関係機関と連携します。	すべての部会	社会参加支援として、福祉タクシー券、福祉寝台車券を交付する助成事業を実施しました。 (交付対象は、身体障害者手帳等の等級による一定の基準あり)	社会参加支援として、福祉タクシー券、福祉寝台車券を交付する助成事業を実施しました。 (交付対象は、身体障害者手帳等の等級による一定の基準あり) ・佐倉市障がい者団体等連絡会の「まちのバリア点検会」の活動を市イベントで紹介するなど、啓発を図りました。	・タクシー利用時の助成事業を、継続します。 ・障がい者団体等連絡会と連携し、安全な歩行環境整備などの推進について関係機関と連携します。	

## 資料2-2

第1回佐倉市障害者総合支援協議会  
令和5年7月27日(木)

## 第6期佐倉市障害福祉計画 成果指標及び活動指標の実績

No.	成果目標	活動指標	目標値	目標値の説明	実績値 (R3年度末)	実績値 (R4年度末)	実績値 (R5年度末)
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	1 施設入所からの地域生活移行者数	8人	令和元年度末の施設入所者 122人×6%	0人	2人	
		2 施設入所者数の削減	3人	令和元年度末の施設入所者 122人×1.6%の2人を超える数値	0人	2人	
		3 重度の障害のある人への支援を可能とするグループホーム（日中サービス支援型）の整備	1箇所	—	1箇所	1箇所	
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年	—	1回	4回	
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	1 地域生活支援拠点の整備	1箇所	—	1箇所	1箇所	
		2 【面的整備】相談体制	5箇所	—	4箇所	4箇所	
		3 【面的整備】短期入所（緊急枠・体験枠）	2箇所	—	2箇所	2箇所	
		4 【面的整備】グループホーム（緊急枠・体験枠）	2箇所	—	2箇所	2箇所	
		1 一般就労への移行者数	46人	令和元年度の一般就労への移行実績 36人×1.27	29人	42人	

No.	成果目標	活動指標	目標値	目標値の説明	実績値 (R3年度末)	実績値 (R4年度末)	実績値 (R5年度末)
4	福祉施設から一般就労への移行等	2 就労移行支援	29人	令和元年度の一般就労への移行実績 22人×1.30	22人	30人	
		3 就労継続支援A型	12人	令和元年度の一般就労への移行実績 9人×1.26	3人	8人	
		4 就労継続支援B型	7人	令和元年度の一般就労への移行実績 5人×1.23	2人	4人	
		5 就労定着支援利用者	7割以上	令和元年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合	13%	26%	
		6 就労定着支援の就労定着率	7割以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	95%	0%	
5	障害児支援の提供体制の整備等	1 児童発達支援センター、保育所等訪問支援、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供体制の維持	—	—	児発センター：1 保育所等訪問：3 重症児発：3 重症放課後：3	児発センター：1 保育所等訪問：3 重症児発：3 重症放課後：3	
		2 医療的ケア児支援のために保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を引き続き設置します。	—	—	設置済 ※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により未開催。	設置済 (1回開催)	
6	相談支援体制の充実・強化等	1 市内相談支援事業所との連絡会の開催回数	8回	—	8回	9回	

委員からの意見、評価など
--------------



## 資料 2-3

第 1 回障害者総合支援協議会  
令和 5 年 7 月 27 日 (木)

## 第 6 期佐倉市障害福祉計画 サービスの見込量と確保量

## ア 訪問系サービス

## 【サービスの実績と見込量】

活動指標			第 5 期			第 6 期		
			平成 30(2018) 年 度	令和 元(2019) 年 度	令和 2(2020) 年 度	令和 3(2021) 年 度	令和 4(2022) 年 度	令和 5(2023) 年 度
居宅介 護	延時間 ／月	計画値	3,360	3,629	3,920	4,142	4,218	4,313
		実績値	3,567	3,809	3,699	3,992	3,892	-
	実人数 ／月	計画値	219	237	256	218	222	227
		実績値	209	215	194	204	224	-
重度訪 問介護	延時間 ／月	計画値	76	96	116	550	550	550
		実績値	402	540	1,071	1,182	1,238	-
	実人数 ／月	計画値	3	4	5	3	3	3
		実績値	3	3	4	3	3	-
同行援 護	延時間 ／月	計画値	588	647	712	700	728	756
		実績値	609	662	430	502	542	-
	実人数 ／月	計画値	28	31	34	25	26	27
		実績値	23	24	21	24	22	-
行動援 護	延時間 ／月	計画値	138	145	152	150	150	150
		実績値	177	147	128	147	119	-
	実人数 ／月	計画値	7	7	7	8	8	8
		実績値	8	8	4	6	7	-
重度障 害者等 包括支 援	延時間 ／月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	-
	実人数 ／月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	-

イ 日中活動系サービス

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年 度	令和 元(2019) 年 度	令和 2(2020) 年 度	令和 3(2021) 年 度	令和 4(2022) 年 度	令和 5(2023) 年 度
生活介 護	延日数 ／月	計画値	5,938	6,235	6,547	5,720	5,737	5,754
		実績値	5,727	5,698	5,829	5,951	5,958	-
	実人数 ／月	計画値	299	314	329	299	304	309
		実績値	297	296	304	308	309	-
自立訓 練 (機能 訓練)	延日数 ／月	計画値	20	30	40	40	40	40
		実績値	29	27	11	10	11	-
	実人数 ／月	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	1	1	1	1	-
自立訓 練 (生活 訓練)	延日数 ／月	計画値	204	214	225	200	200	200
		実績値	220	197	227	201	170	-
	実人数 ／月	計画値	19	20	21	19	19	19
		実績値	24	19	19	20	18	-
就労移 行支援	延日数 ／月	計画値	950	993	1,037	1,033	1,082	1,131
		実績値	758	984	1,030	992	1,157	-
	実人数 ／月	計画値	57	60	63	63	66	69
		実績値	47	60	57	61	70	-

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年 度	令和 元(2019) 年 度	令和 2(2020) 年 度	令和 3(2021) 年 度	令和 4(2022) 年 度	令和 5(2023) 年 度
就労継続支援 A型	延日数 ／月	計画値	675	709	744	954	988	1,024
		実績値	960	953	1,052	1,136	1,453	-
	実人数 ／月	計画値	38	40	42	53	55	57
		実績値	53	53	60	61	80	-
就労継続支援 B型	延日数 ／月	計画値	3,380	3,515	3,656	3,613	3,693	3,774
		実績値	3,304	3,574	3,416	3,727	4,092	-
	実人数 ／月	計画値	220	228	237	230	239	249
		実績値	209	225	220	231	257	-
就労定着支援	実人数 ／月	計画値	6	8	10	28	30	31
		実績値	11	27	30	35	39	-
療養介護	延日数 ／月	計画値	365	366	365	365	365	365
		実績値	338	343	368	430	536	-
	実人数 ／月	計画値	12	12	12	12	12	12
		実績値	11	11	12	14	18	-
短期入所 (福祉型)	延日数 ／月	計画値	449	471	495	490	490	490
		実績値	538	489	354	262	266	-
	実人数 ／月	計画値	50	52	55	47	47	47
		実績値	50	47	19	17	20	-
短期入所 (医療型)	延日数 ／月	計画値	21	23	25	27	27	27
		実績値	17	27	19	23	16	-
	実人数 ／月	計画値	5	6	7	6	6	6
		実績値	4	6	4	5	3	-

ウ 居住系サービス

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
自立生活 援助	実人数/月	計画値	2	2	3	1	1	1
		実績値	1	1	0	0	0	-
共同生活 援助	実人数/月	計画値	80	90	98	136	143	149
		実績値	102	125	139	172	203	-
施設入所 支援	実人数/月	計画値	118	117	116	121	120	119
		実績値	122	122	121	123	122	-
宿泊型自 立訓練	実人数/月	計画値	2	2	2	6	6	6
		実績値	3	6	7	2	1	-
精神障害 者の自立 生活援助	実人数/月	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	-	-	-	0	0	-
精神障害 者の共同 生活援助	実人数/月	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	-	-	-	57	75	-

エ 相談支援サービス

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
計画相談 支援	実人数/月	計画値	64	67	70	113	120	128
		実績値	100	108	109	131	137	-
地域移行 支援	実人数/月	計画値	3	3	3	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	0	-
地域定着 支援	実人数/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	-
精神障害 者の地域 移行支援	実人数/月	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	-	-	-	1	0	-
精神障害 者の地域 定着支援	実人数/月	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	-	-	-	0	0	-

② 地域生活支援事業

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期			
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	
理解促進研修・ 啓発事業	有/無	計画値	有	有	有	有	有	有	
		実績値	有	有	有	有	有	-	
自発的活動支援 事業	有/無	計画値	有	有	有	有	有	有	
		実績値	有	有	有	有	有	-	
相談支援事業	障害者相談支 援事業	箇所	計画値	4	4	4	4	4	5
			実績値	4	4	4	4	4	-
	基幹相談支援 センター	箇所	計画値	2	2	2	2	2	2
			実績値	2	2	2	2	2	-
	療育支援コー ディネーター	(設置数) 人	計画値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	1	1	-
	相談支援機能 強化事業	有/無	計画値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有	有	有	-
	住宅入居等支 援事業	有/無	計画値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有	有	有	-
佐倉市障害者総 合支援協議会	有/無	計画値	有	有	有	有	有	有	
		実績値	有	有	有	有	有	-	
成年後見制度利 用支援事業	(延利用 者数) 人	計画値	6	6	6	8	10	12	
		実績値	2	6	7	8	11	-	
成年後見制度法 人後見支援事業	有/無	計画値	有	有	有	有	有	有	
		実績値	有	有	有	有	有	-	
意思疎通支 援事業	手話通訳者 設置事業	(設置数) 人	計画値	2	2	2	2	2	2
			実績値	2	2	2	2	2	-
	手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	(延利用 者数) 人	計画値	230	230	230	230	230	230
			実績値	231	195	382	387	517	-
手話奉仕員養成 研修事業	(登録 者数) 人	計画値	400	400	400	400	400	400	
		実績値	444	413	449	504	679	-	
手話奉仕員養成 研修事業	(登録 者数) 人	計画値	20	20	20	20	20	20	
		実績値	15	21	9	17	10	-	

活動指標			第5期			第6期			
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	計画値	15	15	15	15	15	15
			実績値	20	7	7	5	8	-
	自立生活支援用具	件	計画値	20	20	20	20	20	20
			実績値	23	14	9	8	12	-
	在宅療養等支援用具	件	計画値	20	20	20	20	20	20
			実績値	10	19	16	24	14	-
	情報・意思疎通支援用具	件	計画値	60	60	60	90	90	90
			実績値	80	91	71	74	90	-
	排泄管理支援用具	件	計画値	3,692	3,839	3,993	4,046	4,147	4,250
			実績値	3,748	3,854	4,146	4,294	4,275	-
居室生活動作補助用具	件	計画値	4	4	4	4	4	4	
		実績値	6	1	2	1	3	-	
移動支援事業	(延時間数)時間	計画値	5,230	5,492	5,766	5,018	5,118	5,220	
		実績値	4,295	4,920	3,730	4,042	3,063	-	
	(実利用者数)人	計画値	95	100	105	100	105	110	
		実績値	84	89	66	63	67	-	
地域活動支援センター	市内	(事業所数)箇所	計画値	2	2	2	2	2	2
			実績値	2	2	2	2	2	-
		(実利用者数)人	計画値	30	30	30	30	30	30
			実績値	23	31	29	29	34	-
	市外	(事業所数)箇所	計画値	5	5	5	6	6	6
			実績値	4	6	5	5	4	-
		(実利用者数)人	計画値	20	20	20	20	20	20
			実績値	8	14	14	12	9	-
	合計	(事業所数)箇所	計画値	7	7	7	8	8	8
			実績値	6	8	7	7	6	-
		(実利用者数)人	計画値	50	50	50	50	50	50
			実績値	31	45	43	41	43	-

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
障害者 一時介 護事業	(延時 間数) 時間	計画値	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
		実績値	2,277	2,644	1,624	1,406	1,585	-
	(実利 用者 数) 人	計画値	64	64	64	64	64	64
		実績値	53	60	39	30	27	-
日中日 帰りシ ョート ステイ 事業	(延日 数) 日	計画値	1,486	1,560	1,639	1,600	1,600	1,600
		実績値	1,588	1,524	1,302	1,469	1,204	-
	(実利 用者 数) 人	計画値	66	69	73	60	60	60
		実績値	57	59	51	55	41	-
特別支 援学校 生等日 中活動 体験事 業	(延日 数) 日	計画値	350	350	350	350	350	350
		実績値	267	343	115	281	274	-
	(実利 用者 数) 人	計画値	35	35	35	35	35	35
		実績値	25	34	20	29	37	-
移動入 浴サー ビス事 業	(延日 数) 日	計画値	180	180	180	180	180	180
		実績値	143	180	196	195	138	-
	(実利 用者 数) 人	計画値	6	6	6	6	6	6
		実績値	4	4	4	4	4	-

(2) 児童福祉法によるサービス

【サービスの実績と見込量】

活動指標			第5期			第6期		
			平成 30(2018) 年度	令和 元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
児童発達支援	延日数 /月	計画値	484	504	524	750	750	750
		実績値	606	727	818	1,024	1,102	-
	実人数 /月	計画値	90	92	94	120	120	120
		実績値	106	114	118	145	182	-
医療型 児童発達支援	延日数 /月	計画値	14	16	18	4	4	4
		実績値	5	0	0	0	0	-
	実人数 /月	計画値	2	2	2	1	1	1
		実績値	1	0	0	0	0	-
居宅訪問型 児童発達支援	延日数 /月	計画値	3	4	5	2	2	2
		実績値	0	0	0	1	2	-
	実人数 /月	計画値	2	2	2	1	1	1
		実績値	0	0	0	1	1	-
放課後 等デイ サービス	延日数 /月	計画値	1,941	2,018	2,099	2,842	2,842	2,842
		実績値	2,412	2,795	2,478	2,860	3,376	-
	実人数 /月	計画値	167	172	177	240	240	240
		実績値	206	236	227	265	292	-
保育所 等訪問 支援	延日数 /月	計画値	3	5	7	6	6	6
		実績値	1	1	3	3	12	-
	実人数 /月	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	1	1	1	2	8	-
障害児 相談支援	実人数 /月	計画値	30	32	34	35	40	45
		実績値	27	30	47	57	59	-



**資料 3-1**

第 1 回障害者総合支援協議会  
令和 5 年 7 月 27 日（木）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の主な内容（市町村関係）

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実（R6.4.1 施行）

①共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。

②基幹相談支援センターの整備の努力義務化

→（佐倉市整備済）

③地域生活支援拠点等（緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う体制）の整備を努力義務化とする。

→【今年度以降、機能強化に向けた取組を実施】 （※参照）資料 3-2

→【機能の充実のために、年 1 回以上運用状況を検証・検討すること】

（※参照）資料 3-2

④都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにする。

→（精神保健に課題を抱える者の例）

明らかに治療を要するが、本人の病識がない等により受診の必要性を感じてもらえない人。

2. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備（R6.4.1 施行）

→家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする。

### 3. 総合支援協議会の活性化 (R6.4.1 施行)

→委員の守秘義務について明文化

→【協議会は、地域の関係機関等に情報提供等について協力を求めることができることとし、協力を求められた場合に求めに応じることが努力義務化】

(これまでの取組を継続)

- ◇ 現在も各専門部会にて、必要に応じて個別事例を通じた課題整理、解決に向けた取組を実施している。必要に応じて、総合支援協議会での意見聴取等を行う。(令和4年度:医療的ケア児の災害時の取組など)

### 4. 障害福祉サービスの指定に関する市町村長の意見具申 (R6.4.1 施行)

→市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。

「指定にあたり、市が付すことのできる条件(例)」

- ・サービスの提供地域や、定員の追加や変更を求めること
- ・事業所職員の研修参加や人材確保等、中重度の障害児者の受け入れの準備を行うこと
- ・市の協議会等に事業者が連携・協力、参加すること

→ 専門部会等の意見聴取を通じて、第2回協議会でとりまとめる方向で検討。

## 地域生活支援拠点等とは？

障害の重度化や高齢化、「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応するサービス提供体制を構築すること

### 「現在の障害福祉計画への記載」

#### 【第6期福祉計画の成果目標】

項目	目標値
地域生活支援拠点の整備	1箇所

#### 地域生活支援拠点の詳細

面的整備	相談体制	5箇所
	短期入所(緊急枠・体験枠)	2箇所
	グループホーム(緊急枠・体験枠)	2箇所

相談支援体制は第5期福祉計画から引き続き佐倉圏域への整備を検討します。また、地域生活支援拠点の整備に係る施設整備補助事業を見直し、障害のある人等が住み慣れた地域で自立した生活を営み、親亡き後も安心して暮らしていけるよう、一人暮らしやグループホームへの入居体験の場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保等、地域のニーズに即した機能を有する地域生活支援拠点を、令和5(2023)年度末までに整備し、その機能強化を図ります。

なお、地域生活支援拠点は、事業者等が分担して担う面的整備とし、連携により効果的な支援が確保されるよう整備します。

地域生活支援拠点の整備にあっては、基幹型相談支援事業所等の相談支援機関と福祉サービス事業所等の連携強化を図る仕組みづくりの検討を行い、整備後は、その機能の充実に向け、年1回以上運用状況を検証します。

#### ●地域生活支援拠点等が備えるべき機能

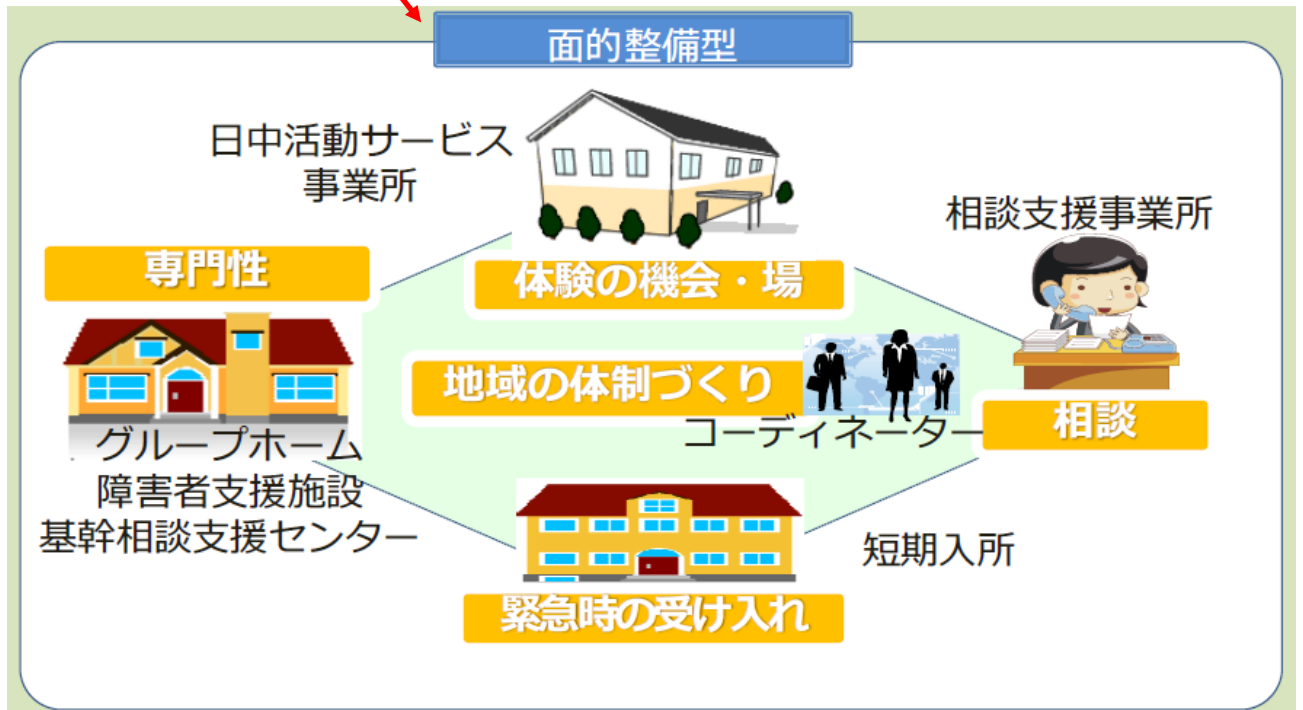
- 1.相談対応
- 2.緊急時の受け入れ・対応
- 3.体験の機会・場の確保
- 4.専門的人材の確保・養成
- 5.地域の体制づくり

(平成 28 年度 検討資料より)

地域生活支援拠点事業				
入所施設や病院からの地域移行、親亡き後等のための拠点				
【機能】				
●相談 ●体験の機会・場 ●専門性				
●緊急時の受け入れ・対応 ●地域の体制づくり				
平成31年度目途に「2拠点+面的整備」				
2拠点		愛光	千手会	
基幹相談支援センター		○	○	
短期入所		○	○	
グループホーム		○	○	
特別養護老人ホーム		○	○	
施設入所支援		○	○	
日中活動		○	○	
面的整備	えのき会	風の村	ユーカリサンシャイン	みのり福祉会
相談支援センター	○			
短期入所				
グループホーム	○		○	○
日中活動	○	○	○	

※現在の2拠点の状況

2拠点	愛光	千手会
基幹相談支援センター	アシスト	レインボー
短期入所	めいわ リホープ ルミエール	さくら千手園
グループホーム	ジョーの家 山王の家	山桜
特別養護老人ホーム	はちす苑	さくら福寿園
施設入所支援	めいわ リホープ ルミエール	さくら千手園
日中活動	はちす苑 他	木の宮学園 他



## ●今後の地域生活支援拠点の機能強化(案)

No	機能	具体的内容	佐倉市では?(案)
1	相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、緊急の事態等に必要なサービスなどについて相談する機能	<p>【継続】</p> <p>基幹相談支援事業所を中心とした相談対応、受入調整</p> <p>【令和6年度以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の支援が見込めない世帯を事前登録（届出による）</li> <li>常時の連絡体制の明確化 平日日中：基幹相談支援事業所 平日夜間、休日：市役所障害福祉課</li> </ul>
2	緊急時の受入・対応	介護者の急病や障害者の状態変化等による緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能	<p>【令和5年度】</p> <p>緊急時受入・対応を実施する事業所が市へ登録し、市ホームページで公表</p> <p>【令和6年度以降】</p> <p>緊急対応の事例や受入枠の状況を踏まえて検討</p>
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	<p>【令和5年度】</p> <p>体験の機会の場の提供を実施する事業所が市へ登録し、市ホームページで公表</p>
4	専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者等に、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的対応が可能な人材の養成を行う機能	<p>【継続】</p> <p>療育支援コーディネーター配置事業の継続</p> <p>【令和5年度】</p> <p>地域生活支援拠点の機能を担う市への事業所登録を通じて、専門的人材を確保</p>
5	地域の体制づくり	相談支援事業所等にコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	<p>【継続】</p> <p>地域生活支援拠点に関わる事業所を含めた事例検討を実施し、地域の連携体制の強化を図る。</p> <p>【令和6年度以降】</p> <p>機能の確保や質の向上に向けたネットワークを構築することを目的として、「(仮称)地域生活支援拠点運営委員会」を組織する。 (想定されるメンバー) 相談支援事業所、短期入所、グループホーム、日中活動系事業所、市(障害福祉課)</p>

地域生活支援拠点の機能の充実のために、年1回以上の運用状況の検証・検討（現障害者計画に記載）

（検証案）

- ◇ 市と相談支援事業所（市委託の4事業所）で構成される「相談支援事業所連絡会」にて次の内容をまとめ、総合支援協議会へ報告し、意見聴取する。
  - 緊急時対応や体験枠の利用に係る相談件数とその内容について
  - 地域移行した事例の共有と、課題の抽出

（参考）

地域生活支援拠点の機能を担う事業所の登録

（登録手続きの流れ）

- (1) 事業所の運営規定を変更
- (2) 許可（指定）権者に運営規定の変更届出書を提出
- (3) 市に登録申請書を提出

※運営規定への記載例

「地域生活支援拠点として障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を担う。」

※事業所登録後の、市ホームページ掲載（イメージ）

佐倉市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所名簿

No	法人名	事業所名	事業種別	所在地	電話番号	地域生活支援拠点等として担う機能				
						相談	緊急時の受入・対応	体験の機会・場	専門的人材の確保・養成	地域の体制づくり
1			就労継続支援B型					○		
2			特定相談支援 一般相談支援			○	○	○		○
3			短期入所				○	○		
4			共同生活援助				○	○		
5			生活介護					○		
6										
7										
8										
9										
10										

## パラスポーツと心のフェスティバル（障害者週間事業・案）

1. **開催日時・場所** 令和 5 年 1 2 月 9 日 (土) 10:00~14:00  
志津コミュニティセンター (佐倉市井野 7 9 4 番地 1)
2. **開催目的**
  - ・ 障害のある人とない人が、障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことができるよう、障害についての理解促進に努めます。
  - ・ パラスポーツの体験等を通じて、障害のある人とない人の交流と社会参加を促進します。
  - ・ 森崎浩司氏の市民へのメッセージを通じて、精神疾患についての理解促進を図ります。
3. **主催等** (主催) 佐倉市  
(協力) 佐倉市障害者総合支援協議会、順天堂大学  
千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター  
佐倉市障がい者団体等連合会・まちのバリア点検会実行委員会
4. **イベント内容**
  - ・ パラスポーツ等の体験  
ポッチャ、競技用車いす (テニス用、バスケットボール用)、フライングディスク、ディスクゲッター  
※モルックなど新たな競技についても検討  
※講師等は、今後調整
  - ・ 森崎浩司氏 (元日本代表サッカー選手) から佐倉市民へのメッセージ  
令和 4 年 11 月 19 日朝日新聞記事の配布
  - ・ 佐倉市精神障害者家族会かぶらぎ会の発表 (合唱)
  - ・ 障害福祉サービス事業所の作品等の販売 (クッキー、手芸品など)
  - ・ まちのバリア点検 (障がい者団体等連絡会) の展示
5. **収容人数** 400 名 (参考) 令和 3・4 年度 → 事前申込制 (先着 150 名)
6. **周知**
  - ・ チラシを作成し、公共施設や障害福祉サービス事業所へ配布
  - ・ 同チラシ等を、市内全小学校へ配布 (全家庭)
  - ・ 市ウェブサイト、こうほう佐倉 (11/1 号) による周知



(参考：森崎浩司氏プロフィール)

森崎 浩司氏 (1981年5月9日生 広島市出身 元プロサッカー選手)

1999年 U-18 日本代表、2000年 U-19 日本代表

2001年 アルゼンチンワールドユース U-20 日本代表

2004年 アテネオリンピック日本代表、

2016年 現役引退、2017年 サンフレッチェ広島初代アンバサダー

(著書) うつ白 ～そんな自分も好きになる～ (2019年)

(参考：昨年度開催時のチラシ)

**みんなで知ろう! 12月3日(土)**  
**パラスポーツ! 2022**

**<タイムスケジュール>**  
9:30～ 受付開始  
10:00 東京2020パラリンピック入賞者特別講演  
10:30～ 各会場オープン  
13:30 イベント終了

**2階**  
W.C. W.C. エレベーター

**1階**  
W.C. W.C. エレベーター

**【D会場】**  
ディスクガッター

**【C会場】**  
競技用車いす

**【B会場】**  
・ 職業所の製作販売  
・ ふくしのお仕事紹介  
・ まちのバリア点検の紹介  
(障がい者就業支援委員会)

**【A会場】**  
ボッチャ